

学校教育法等の一部が改正となり、平成19年度から「特別支援教育」制度が始まります。小・中学校等の教員の中には、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」に移行することに対する不安や疑問を抱いている人も多いことと思います。

本資料では、今後の「特別支援教育」を円滑に推進する上で大切なことや小・中学校で特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの支援の手かかりとなる内容等を掲載しました。学校や学級等における指導や支援等に活用していただければ幸いです。

特別支援教育とは何か

● コラム 私の“特別支援教育”

- 1 特別支援教育は「気づき」から始まります
- 2 特別支援教育は「校内体制を整える」ことが大切です
- 3 特別支援教育とは、一人一人の「違いを認める」ことです
- 4 特別支援教育では「個別の指導計画」の活用が不可欠です
- 5 特別支援教育では「コーディネーター」の役割をする人が必要です

● 資料

平成18年度小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒（調査結果）

● コラム

私の“特別支援教育”

1 特別支援教育は「気付き」から始まります

■ 気付きとは…

学習場面や生活場面で、子どもが困っている状況に直面した時、教師は「変だな」、「どうしてかな」などと疑問をもちます。

「黒板の文字を写すときに手が止まってしまうのはなぜかな」

「授業中に立ち歩きするのはどうしてかな」

「注意すると座るのに、すぐまた離席してしまうのはなぜかな」

子どもが「どうしてこのような行動をするのだろうか」、「なぜわからないのだろうか」といった疑問こそが大切な気付きなのです。

いつ、どこで、どのような困難が起こるのかをよく観察し、記録を取り、次に具体的な手立てを講じてみる必要があります。

例えば、子どもの視力に困難が疑われる場合には、前の席に換えたり、大きな文字で板書したりして様子を見ましょう。

このように、子どもの困難な状況の背景を理解することによって、「個別の指導計画」の内容は、さらに子どもの実態に即したものとなるでしょう。

■ 学級担任や教科担任の姿勢とは…

学習や行動をする上で困難を示す子どもに気付いて指導に当たっても、困難の背景にある問題を捉えるのは容易なことではありません。

けれども、学級担任や教科担任が、子ども一人一人に向き合い、生の姿を捉える目と生の声に傾ける耳をもって接していこうとする姿勢があれば、子ども理解の第一歩になるのではないのでしょうか。

そして、その子どもの困難さだけでなく、良いところ、優れたところなどを加えた全体像で捉えていくことが、特別支援教育において必要なことなのです。

■ 学校体制としての気付きを

問題を早期に把握し適切な対応を図るためには、日常的に学年会や教科担当者会などを通して、子ども一人一人の状況について意見交換を行うことがとても有効です。

また、気付いたことや配慮を行うことなどについては、必要に応じて全職員にも報告し、校内全体での共通理解につなげることが大切です。

(北教育事務所 大沢 和浩)

2 特別支援教育は「校内体制を整える」ことが大切です

特別な支援を必要とする子どもへの対応は、学校全体としての取り組みが大変重要です。複数の目による多面的な実態把握により、子どもたちの抱える問題への理解が深まり、より良い支援について検討することができるからです。

また、対象となる子どものニーズによっては、担任一人では対応が困難な場合もあります。その場合は、学年所属の先生や学校全体の協力が必要です。

現在は対象となる子どもがいない学校であっても、就学相談や保護者からの相談への対応、支援を必要とする子どもの早期発見、教職員の研修などの必要性から、あらかじめ校内体制を整えておくことが大切なのです。

校内体制を整え、組織的、継続的な支援を行うために「校内委員会」を設置します。校内委員会の主な役割は、次の通りです。

- ① 特別な教育的支援が必要な児童生徒の早期発見
- ② 対象児童生徒の実態把握と支援方策の具体化
- ③ 学級担任と共に、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の策定と活用の検討
- ④ 保護者や関係機関との連携について全校職員の共通理解の促進
- ⑤ 「専門家・支援チーム」や特殊教育学校との連携の検討
- ⑥ 校内研修の推進 等

* 「小・中学校等における特別支援教育校内支援体制ガイドライン（試案）」（平18年3月、県教委）

校内委員会が校内組織に位置付けられていても、十分に機能しない場合があります。より良く機能させるために、次のような留意点があげられます。

- 校内委員会の必要性と目的を全教職員で共有する
- 活動内容、役割分担を明確にする
- それぞれの教職員の専門性や持ち味が活かされる役割分担にする
- 各役割を複数で担当するなど、一人の負担が大きくならないように配慮する
- 毎回の委員会の企画の意図をはっきりさせる
- 教師間の意思の疎通を図る場を定期的に計画する
- 各役割の仕事の評価をする場を定期的に計画する
- 話しやすい雰囲気作りのためのグルーピングや、短時間の話し合いで支援の具体策をたてる検討方法など、会議の持ち方を工夫する

全校で協力しあえる体制づくりをするためには、特別支援教育を視野に入れた学校経営が不可欠になります。校長先生のリーダーシップのもと、特別支援教育や校内体制について全教職員や保護者に正しい理解を広めるとともに、対象となる子ども一人一人の状況や支援の内容、方法、校内体制の整備状況等について定期的な評価を行い、支援の充実を図っていききたいものです。

（中央教育事務所 田口 睦子）

3 特別支援教育は、一人一人の「違いを認める」ことです

「私の名前は〇〇、家族は〇人、身長〇〇cm、体重〇〇kg、好きなことは〇〇、得意なことは〇〇をすること、将来は〇〇になりたい」…… このように、姿や形から将来の夢、価値観に至るまで、世の中に自分と同じ人は誰一人として存在しないことに気付かされます。いろいろな部分が違っているけれども、どの人もかけがえのない存在として生きているはずで

す。しかし、現代の社会では、「自分の個性を發揮することを恐れ、集団の中にいることで安心する」、「考え方が違ったり相手と対立したりすることは、人間関係を壊すことだ」という考え方が蔓延しているように思います。また、人間関係が希薄のため、互いにどう接してよいか分からない人が増えてきているように思います。学校教育でも、不登校や特別な支援を必要としている子どもたちへのかかわり方など、「みんなと違う」ことへの対応の仕方が大きな課題になっています。

この課題の解決には、「みんな同じ」ではなく、「一人一人の違いを認める」ということがより強く求められます。

お互いの違いを認めながら、一緒に活動していくために必要なことの一つは、その違いについてよく考え、その違いの価値や良さに気付く場をつくることです。道徳や学級活動の時間などを活用したり、社会性を育むためのプログラム（SST、グループエンカウンターなど）体験型の生徒指導の手法を活用することも有効であるようです。

また、形が整った文字を書くことが難しい子どもには、その原因を考え、マス目のある拡大したワークシートを準備するなど、担任がその子の違い（障害や苦手な部分など）を共感的に受け止めて接している学級では、他の子もその違いを責めることがなくなります。担任の接し方が、他の子のモデルになるのです。このことは、学級全ての子どもたちに安心感を与えます。そして、みんなとの違いはあるけれど、そこには理由があるということに気付くようになります。違いを認め合い、そこから学ぶことで、さらに人間関係を深めることができます。

二つ目は、違いを認めながら、それを少しでも軽減させていくために周囲の環境を整えるということです。視覚に障害のある人の眼鏡使用、視覚や肢体に障害のある人のための点字ブロックや段差解消、施設設備のバリアフリー等の環境整備がこれに当たります。また、ユニバーサルデザインとして、お年寄りや身体にハンディキャップのある人が使いやすい道具等も開発されています。このように環境を整えることは、日常生活でハンディのある人たちだけでなく、周囲の人にも快適な生活を約束します。これらの考え方を、学校生活の中に積極的に取り込むことが求められます。苦手な部分に対するさりげない配慮が行われている学級では、「特別な配慮」への違和感が少なくなります。

「お互いの違いについて、相手の立場になってよく考える。そして、必要に応じて周囲の環境を調整していく」… こんなことが、「違い」についての課題を解決する糸口になるものと思います。子どもたちが、「全ての人が、大切な一人の存在である（オンリーワン）」ことを実感できるように、まず、私たちが身近なことから取り組んでみませんか。

（南教育事務所 鈴木 徹）

4 特別支援教育では「個別の指導計画」の活用が不可欠です

特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人に、具体的にどのように支援していくかを検討し、一人一人の課題に応じた指導計画が『個別の指導計画』です。

■ 『個別の指導計画』は、学級担任を中心にして複数の目で実態を把握し、校内委員会と連携しながら作成します。

『個別の指導計画』を作成した後は、支援の方法や児童生徒の様子について記録を取りながら、評価を繰り返して次の指導に活かすことになります。

基本的に、記録は支援を行った教職員が取り、校内委員会で評価を行います。特に、中学校は教科担任制であり、学級担任がすべての時間に生徒の様子を見ているわけではありませんので、実際に支援を行った教員からの情報が重要になります。

また、休み時間などに近くにいた教員が対応したときは、その様子を学級担任に伝えるなど、日々のちょっとした連携も大切です。

このように、目標 (Plan)－実行 (Do)－評価 (Check)－改善 (Action) のサイクルに則って、より良い『個別の指導計画』へと進化させ、指導に活かしていくことが大切です。

■ 実際に支援を行うためには、「いつ」・「どこで」・「だれが」・「どのように」対応するのかを明確にし、関係する教員が共通理解をしておく必要があります。

例えば、児童生徒によっては、担任以外の教員が個別に指導したり、休み時間にトラブルが起きたときは近くにいる教員が対応したりする場合があります。また、授業中に教室から出て行ってしまったときなども、担任一人では対応できません。

『個別の指導計画』は、「いつ」・「どこで」・「だれが」・「どのように」対応するのかを、教員間で共通理解するためのツール (道具) として活用することができます。

■ 『個別の指導計画』の作成に当たっては、保護者からの情報や要望を取り入れ、保護者と連携の取り合えた指導実践につなげていくことが大切です。

『個別の指導計画』を保護者と共同で作成・評価していくことは、学校と保護者とが共通の土台で話し合う良い機会ともなります。

例えば、小学校低学年の場合は保護者が宿題に付き添うことが多いのですが、『個別の指導計画』は、家庭での保護者の支援・対応の仕方について話し合い、連携していくための仲立ちとして活用することができます。

■ 進級時や担任・担当が替わったときには、『個別の指導計画』を引継資料として活用し、適切な指導が一貫して行われるようにすることが重要です。また、個人情報扱っているもので、活用・保管には十分留意するとともに、進学や転学等の場合は、保護者の同意のもとに引継ぎを行うことが大切となります。

(県総合教育センター 佐藤 淳)

5 特別支援教育では「コーディネーター」の役割をする人が必要です

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）によると、「保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整としての役割が必要である」として、その役割を担う人を「特別支援教育コーディネーター」と呼んでいます。

秋田県では平成18年度、すべての小・中学校で、特別支援教育にかかわる「校内委員会」を設置するとともに、「特別支援教育コーディネーター」を指名し、特別な支援を必要とするすべての児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを目指しています。

また、特殊教育学校においても「特別支援教育コーディネーター」を指名しており、特殊教育学校のセンター的機能として小・中学校への支援を積極的に進めています。

■ 特別支援教育コーディネーター役割

特別支援教育コーディネーターの主な役割は、次のようになります。

- 1 校内における役割
校内委員会のための情報の収集・準備、担任への支援、校内研修の企画・運営
- 2 外部の関係機関との連絡調整などの役割
外部機関の情報収集・整理、専門機関へ相談する際の情報収集と連絡調整
専門家・支援チームや特殊教育学校との連携
- 3 保護者に対する相談窓口

■ 特別支援教育コーディネーターの資質など

特別支援教育コーディネーターを指名するに当たっては、次のような資質のある職員であることが大切です。

- 1 校内支援体制の構築・整備や関係機関等との連絡調整に関する資質
- 2 特別な教育的ニーズのある子どもや保護者の理解に関する資質
- 3 障害のある児童生徒などの教育的教育実践の充実に関する資質
- 4 地域における関係者や関係機関とのネットワークの構築に関する資質

もちろん、誰でも全ての力が備わっているわけではありません。得意なところを生かしながら、苦手なところは学校全体の組織の中で補い合い、校内委員会などの学校全体（チーム）として支援していくことが大切です。なお、現在対象となる子どもがいないと思われる学校においても、就学相談や保護者からの相談、支援を必要とする子どもの早期発見、研修の必要性などから、すべての小・中学校で「特別支援教育コーディネーター」を指名し、学校組織上位置付ける必要があります。
(県総合教育センター 山本 新平)

● 資料

平成18年度「小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」の結果がまとまりましたので、その概要を紹介します。

この調査は、小・中学校の通常の学級に在籍し、学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒の状況について調査したものです。県内の小学校287校、児童57,830人、中学校133校、生徒31,761人、合わせて420校、89,591人を対象として7月に実施しました。

平成16年度の前回調査では、「学習面・行動面で著しい困難を示す児童生徒数」は、小・中学校合わせて、1,494人（全体の1.6%）でした。

今年度は、「学習面で著しい困難を示す児童生徒」は1,272人、「行動面で著しい困難を示す児童生徒」は1,050人、「学習面及び行動面で著しい困難を示す児童生徒」は697人であり、「学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒」は、1,625人であり、これは小・中学校全体の1.8%にあたります。

平成18年度 小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数

